

「図書館の自由」

図書館基礎講座

自己紹介
千 錫烈
関東学院大学 社会学部 教授
2015年より
JLA図書館の自由委員会東地区委員

主催：日本図書館協会 非正規雇用職員に関する委員会
担当：千 錫烈

1

はじめに

今日の講座の目的

- ・「自由宣言」ってどんなもの？
- ・普段の業務にどう活かす？

2

公共図書館は人々に開かれた施設

あらゆる年齢・人種・社会的地位の人々を対象
乳幼児、老人、外国人、学生、ビジネスパーソン、専門家、無職、ホームレス etc.

来館する目的も様々

- 「本を読むため」「本を借りるため」
- 「お話会に参加するため」「図書館のイベントに参加するため」
- 「どんな子犬を飼うか選ぶため」「レポートを書くため」
- 「インターネット端末を利用するため」
- 「雨が急に降ってきたので雨宿りに」
- 「友人と会うための待ち合わせ場所として」
- 「暇な午後の時間をつぶすために」

3

図書館 = 民主主義社会を支える基盤

民主主義社会とは？
英語のdemocracyはギリシア語のdemos（人民）とkratia（権力）という二つの語が結合したdemocratiaに由来
⇒ **国民に主権がある社会**

市民が直接、もしくは自由選挙で選ばれた代表を通じて、権限を行使し、市民としての義務を遂行する統治形態。

言論や信教の自由、法の下で平等な保護を受ける権利、政治的・経済的・文化的な生活を送ることができ、**基本的人権を擁護する社会**

寛容と協働と譲歩といった価値を何よりも重視する。全体的な合意に達するには譲歩が必要であること、また合意達成が常に可能だとは限らないことを認識している。

4

憲法における基本的人権と図書館

図書館は憲法で定められた様々な権利を保障するための施設

- 憲法13条 ⇒ **幸福追求権**
すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
幸せな人生を送るためには情報を得ることは不可欠
- 憲法14条 ⇒ **法の下での平等**
すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
0才の赤ちゃんから障害者・高齢者・外国人にも開かれた施設

5

- 憲法21条 ⇒ **知る権利**
集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
様々な情報へのアクセス権を保障する施設
- 憲法23条 ⇒ **学問の自由**
学問の自由は、これを保障する。
- 憲法26条 ⇒ **学習権**
すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
学習権利を保障する施設
- 憲法25条 ⇒ **社会的生存権**
すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
文化的な生活を営む上で不可欠な施設

6

『図書館法』

- 第1条 この法律は、社会教育法に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。
- 第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設……

7

『地方自治法』

第244条（公の施設）

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- ② 普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- ③ 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしてはならない。

8

民主主義社会での図書館の社会的意義

- 1.できるだけ多くの知識や情報を集め、必要な人々に素早く的確に提供する社会的な施設
- 2.貧富の差や性別・年齢・家柄などの一切の差別をしない開かれた施設
- 3.何の制約も、何の規制も受けずに、自らの判断選択、決定のための情報を入手できる施設。

民主主義社会で生きるために必要な『知的自由』を保障する施設
知的自由を守るために『図書館の自由』がある。

9

図書館の自由

市民の知的自由 (intellectual freedom) を守るために、図書館または専門職としての図書館員が有している自由のことで、図書館活動における最も基本的な理念
「図書館用語集」

外的自由……… 他から束縛を受けない

「公権力からの自由」 「検閲への抵抗」

内的自由……… 精神的自由

「言論出版の自由」 「思想・良心の自由」

「学問の自由」 「知る自由」

外的自由 + 内的自由 = 図書館の自由

10

図書館の自由に関する宣言

（1954年採択）

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設提供することを、もっとも重要な任務とする。この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する。
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する。
- 第3 図書館は利用者の秘密を守る。
- 第4 図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵害されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

公益社団法人 日本図書館協会

「図書館の自由」って？

「図書館の自由に関する宣言」
（「自由宣言」）に示された理念のこと

1954（主文のみ）→1979改訂（副文も）

法律じゃない。
だから問題が起こりやすい。
唯一の正解もなく難しい……

図書館員が自らの責任において組織として判断する

図書館の自由に関する宣言 1954年採択 1979年改訂

（主文）

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設提供することを、もっとも重要な任務とする。この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する。
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する。
- 第3 図書館は利用者の秘密を守る。
- 第4 図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵害される時、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

公益社団法人 日本図書館協会

「自由宣言」は
日本国憲法が
図書館に求める
役割を“見える化”
したもの

11

12

「自由宣言」の「主文」と「副文」と「解説書」

主文

副文

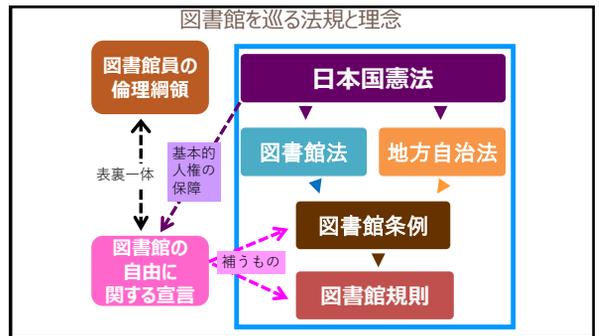
図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

1 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発し交換すること、すなわち表現の自由の保障が...

(日本図書館協会 HPに全文掲載)
https://www.jlsl.or.jp/library_resources_and_guidelines/statement-on-intellectual-freedom-in-libraries/

2022年5月刊行

13



14

図書館員の倫理綱領

1980.6.4 総会決議
日本図書館協会

この綱領が「図書館の自由に関する宣言」と対をなし、図書館員が宣言で示された図書館の社会的責任を自覚し、自らの職責を遂行していくための自律的規範であることを明らかにしている。

本文では、図書館員の基本的態度、利用者や資料に対する責任などの図書館業務自体に対する責任、組織体の一員としての責任などの図書館業務を支える側面での責任、さらには文化の創造に寄与すべきことが示されている。

綱領の対象となる図書館員は、図書館に勤務するすべての職員であって、専門職のみではない。

図書館情報学用語辞典第5版

15

「自由宣言」の成立までの経緯

1950	図書館法公布
1954	全国図書館大会で自由宣言主文採択
1967	練馬テレビ事件 (『33選』-22 p.140)
1973	山口県立図書館図書抜き取り放置事件 (『33選』-8p.52) 10月 全国図書館大会 (高知) で宣言を確認 目黒区史回収 (『33選』-21 p.135)
1974	自由委員会設置の検討委員会発足、委員会設置、委員会規定承認
1975	3月 自由委員会活動開始
1976	ビノキオ問題 (『33選』-17 p.104)
1979	5月 日本図書館協会総会で自由宣言改訂を決議、声明を公表 10月 『図書館の自由に関する宣言1979年改訂』解説冊子を発行 10月 全国図書館大会で改訂宣言支持を決議

『33選』→『図書館の自由に関する事例33選』日本図書館協会1997.6

16

「自由宣言」前文

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

- 表現の自由と知る自由⇒基本的人権と密接な関係
- すべての国民に資料を入手し利用する権利がある
- 図書館はこのことに責任を負う機関である
- 自らの責任にもとづき資料と施設を提供する
- 歴史的事実の反省の上に国民の自由を守る
- 公平な権利 いかなる差別もあってはならない
- すべての図書館に基本的に妥当する

大切な人権を守るために
欠かせない
公共施設

17

自由宣言 前文

- 国民主権の原理を維持し発展させるためには、表現の自由の保障が不可欠である。
知る自由の保障があってこそ表現の自由は成立する。
知る自由は、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。
第21条(表現の自由) 第13条(個人の尊重・幸福追求権)
第19条(思想及び良心の自由)
第20条(信教の自由) 第23条(学問の自由)
第25条(社会的生存権 健康的で文化的な生活)
第26条(学習権)

18

自由宣言 前文

2 すべての国民は、資料を入手し利用する権利を有する
この権利を社会的に保障することは、知る自由を保障する図書館は、このことに責任を負う機関である。

3 権力の介入、社会的圧力に左右されない
自らの責任にもとづき資料と施設を提供する。

「文化専門職」の責任と独立 (自由宣言70周年記念講演会より 木村草太 都立大教授)

- ・豊かな文化に触れられる環境は公共の価値がある。
- ・一方、文化助成は選抜助成の形にならざるを得ない。
- ・選抜は、その文化の専門家でないといけない。
- ・選抜は常に、政治的圧力の対象になり得る。

ゆえに、専門職の独立と責任が必要。

19

自由宣言 前文

4 日本の図書館の歴史の中には「思想善導」の機関となった時期があった。

戦前・戦中の図書館 検閲と思想善導に加担“良書”を強要

県立長野図書館「発禁1925-1941 戦時体制下の図書館と知る自由」
■「出版物差押通知接受簿」

■「スパイに注意せよ」の印
「大蔵省統計書」(国営図書館所蔵)



https://www.knowlib.jp/prc/nagano-lib-collection/archive/1/shubutsushasei/Kishin_1503.html

20

自由宣言 前文

5 公平な権利
誰にでも平等に、人種、国籍、信条、性別、国籍、年齢

6 すべての館種にあてはまる
公共、大学、学校、専門図書館 他全て

21

「図書館の自由に関する全国公立図書館調査2011年」

日本図書館協会 2013/6 母数945

「自由宣言」の掲出

周知している	44.8%
周知していない	50.9%
その他	3.0%
無回答	1.4%

「図書館の自由」に関する研修の実施

実施している 研修会に職員を派遣している	17%
実施していない	83%

22

第1 図書館は資料収集の自由を有する

1 あらゆる資料要求にこたえる

- ・ 資料費の確保
- ・ 相互協力

コミックや学習参考書・楽譜などは相互貸借の対象としていますか？

2. 収集方針に基づく

- 対立する意見のある問題、著者の立場、寄贈も同様
図書館の思想・主張 ≠ 図書館が支持することではない！

3 収集方針を公開する

- 図書館の所蔵資料に対する意見への説明責任
⇒ 資料収集方針は公開するのが望ましい



23

第1 図書館は資料収集の自由を有する

そもそも買えるだけの資料費がある？

年間、どれだけの本が発行されている？
令和5年(2023年) 新刊書籍点数 約64,905冊
(総務省統計局 日本の統計2025)

平均単価をかけると？
1,305円 = 約8,500万円！

みなさんの図書館の資料購入費は？

24

1. あらゆる要求にこたえる

所蔵がなく、購入しない資料を提供する手段

相互貸借

類書を提供

デジタル公開資料、他機関照会

複写を取り寄せ、提供

購入できなくても、これらも駆使して
利用者の要望に答えたい

25

2. 収集方針に基づき資料の選択を行う

「収集方針に基づき資料の選択を行う」ということは



図書館が選んでもいいの？

26

2. 収集方針に基づき資料の選択を行う

図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、

- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
- (5) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。

図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

27

3 収集方針を公開する

では、何を買う？

資料管理方針を策定し、公開しよう。



自由宣言 第1の副文(5)より
p.8 図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

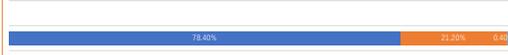
* 藤沢市総合市民図書館における収集方針の公開 (『33選』-7 p.47-)

28

3 収集方針を公開する

資料管理についての方針の策定と公開 (『2011調査』)

■ 成文化している ■ 成文化していない ■ 無回答



「資料収集や保存に関する方針」
「選書の基準」
「除籍の基準」
「寄贈資料の受入の規定」

* 収集・保存の方針について非公開が19%。
WEB公開はわずか13.8%、求めに応じて公開が34.1%

29

29

町政批評本を町立図書館で受入・リクエスト拒否

「政壇汚職のつもろ」町民の傍聴きつかけ、町立図書館で閲覧不可に

藤沢市 図書館 2022年3月9日 2022年3月9日



『テロと産廃 御嵩町騒動の隠れと波紋』
杉本裕明著
花伝社 2021年2月

朝日デジタル 2022年3月9日
https://www.asahi.com/articles/ASQ396VDJQ3901PE031.html

町長の発言を付度して、図書館が寄贈本を保留にしていた事件

著者寄贈本を倉庫に入れ当時4件あったリクエストにも応じなかった

2022年5月
著者から寄贈本の受入・閲覧不可の措置に対し損害賠償訴訟

2023年10月
町は図書館で表現、閲覧などの自由を確保し、図書寄贈などの受け入れ基準と手続きを明確化、透明化を約束し和解に至る。

30

裁判例に見る資料収集・提供・廃棄に関する事例

- ・熊取町予約図書取り寄せ拒否事件 大阪地裁判決 2007
熊取町立図書館が特定の利用者に対して相互貸借を拒否
地裁判決
利用者・住民は図書館で蔵書を読む「人格的利益」を持つ
相互貸借の業務負担は社会通念上、受忍できない程度ではない。
⇒ **高裁に控訴後、利用者側の実質勝訴で和解**
- ・船橋市西図書館蔵書廃棄事件 最高裁判決 2005
図書館員が個人的感情から恣意的に特定図書を無断廃棄
廃止された図書の著者が利益を不当に損なうとして提訴
最高裁判決
蔵書の著者が図書館で著書を読まれる利益は
「法的保護に値する人格的利益」 **無断廃棄は違法**

31

旧統一教会・関連団体刊行物への批判

独立図書館に旧統一教会関連の無料誌 秋田知事「問題、検討したい」
朝日デジタル 2022年11月9日
<https://www.asahi.com/articles/ASQ2BSS6GQ9SULUC01P4.html>



旧統一教会の活動が、図書館の「公共性」を損なう恐れがあるとして、秋田県知事は、旧統一教会の刊行物「世界日報」の配布を中止するよう、県内各図書館に要請を出している。県内各図書館は、旧統一教会の刊行物を配布しているが、旧統一教会の活動が、図書館の「公共性」を損なう恐れがあるとして、秋田県知事は、旧統一教会の刊行物「世界日報」の配布を中止するよう、県内各図書館に要請を出している。

- ・秋田県立図書館 ⇒ 秋田県知事の方針を受けて無料誌の配布中止
- ・新宿区立図書館
⇒ 「寄付は受けない」とする区の方針に沿って「世界日報」の寄贈辞退
- ・名古屋市 ⇒ 取り扱いを変えずにそのまま提供

32

旧統一教会・関連団体刊行物への批判

こらむ図書館の自由 Vol. 117, No. 04 (2023.04)
内心の自由と組織的干渉 (天谷真彦)

規模の大小に関わらず**図書館の役割は住民が求める資料を提供すること**なのであるから、**対立する意見のある問題について賛成の観点に立つ資料を所蔵するのは当然である**。そして、住民（国民）の内心は権力から自由である。
図書館は著者の思想的宗教的立場にとらわれてその著作を排除したり、組織からの干渉によって収集の自由を放棄したりはしない。「図書館の収集した資料がどのような思想や主張を持っていようとも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない」のである。現に被害に遭われている方々の救済と保護は速やかになされるべきであるし、知る自由を保障することが組織から抑圧されることのない開かれた民主主義の基盤となることを確認して、委縮することなく資料提供を続けていきたい。
<https://www.ja.or.jp/committees/jiyu-zinkai/column-jiyu/column-202304>

33

第2 図書館は資料提供の自由を有する

1. 原則として国民の自由な利用に供されるべきである。
2. 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う
・正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。
3. 図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。
4. 図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

34

第2 図書館は資料提供の自由を有する

すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供される社会的条件のもとで制限せざるを得ない場合もある

- 1 **人権またはプライバシーを侵害するもの**
- 2 **わいせつ出版物と判決が確定したもの**
- 3 **寄贈・委託者が公開を否とする非公刊資料**



★極力限定、より制限的でなく、時期を経て再検討

- プライバシー侵害で、提供制限を行うことがあり得る「要件」
- 1 頒布差し止めの司法判断があること
 - 2 そのことが図書館に通知されていること
 - 3 被害者（債権者）が図書館に対して提供制限を求めた時であること。

35

資料収集・提供の自由を考える事例

『**絶歌**- 神戸児童連続殺傷事件』 元少年A 太田出版 2015
被害者少年の遺族 ⇒ 出版中止と回収要求
所蔵 全国の図書館の 8.5% 427館

(公共図書館における「絶歌」の収集と提供 大谷康晴ほか
日本図書館情報学会研究大会発表論文集 63巻2015年所収)

全国ベストセラー 2015年第14位

現在の状況事例
神奈川県内所蔵あり-12市町+県立（貸出不可）
神奈川県内所蔵なし-21市町



36

資料収集・提供の自由を考える事例

『絶歌-神戸児童連続殺傷事件』元少年A 太田出版 2015

収集しない理由

- ・被害者両親の心情
- ・人権・プライバシー侵害の恐れ
- ・犯罪被害者等基本法を尊重（理念法で罰則規定は無）
- ・ルポタージュは厳選する収集方針だった
- ・社会的影響 ・市民からの批判 ・外部からの影響
- ・明石市「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」
出版が遺族に与える苦痛 = 二次被害

収集した理由

- ・社会的関心
- ・「自由宣言をベースに」に応える
- ・排除する理由がない、リクエストに応える

37

図書館資料の収集・提供の原則について（確認）

2015年6月29日
公益社団法人 日本図書館協会
図書館の自由委員会
委員長 西河内 靖泰

1. 「宣言」は、収集の制限を首肯していません。
2. 提供について、「宣言」は、提供制限は行わないという原則を示した上で、**例外的に提供制限があり得る3つの制限項目**を示し、さらに提供制限を行うことがあり得る**3つの要件**を確認しています。

各図書館におかれては、以上に示した原則に照らして日頃から主体的にご判断いただいているものと考えますが、本件は上記の提供制限要件には該当しないことを念のため申し添えます。

<https://warp.ndl.go.jp/web/20240720114508/www.jla.or.jp/Portals/0/html/jiyu/cmmt201507.html>

38

【再掲】

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。

<制限項目>

- 1 人権またはプライバシーの侵害
- 2 わいせつ出版物と判決確定
- 3 寄贈寄託者が公開を否とする非公刊資料

<要件>

- 1 頒布差し止めの司法判断があること
- 2 そのことが図書館に通知されていること
- 3 被害者（債権者）が図書館に対して提供制限を求めた時であること。

39

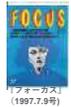
第2 図書館は資料提供の自由を有する

どこから「人権またはプライバシーの侵害」なの？

- 明白で、現在の危険がある、特定個人に関する情報かどうか
- 知られたいかと思うことが正当かどうか
- 誰もが既に知っているものでないかどうか

- ・「加害少年推知記事の扱い（提供）について」（2007年5月総会承認）
図書館は一般に資料・情報を提供することで図書館が処罰されたり損害賠償を命じられる場合以外は提供する。
加害少年の推知報道については提供することを原則とする。
「原則」という理由は、各図書館の自主的判断を尊重するからである。
（『解説書第3版』p.78-）

*『週刊新潮』2013.3.14号 吉祥寺市女性殺害容疑者少年2人の実名と写真を掲載
地元図書館で一時当該号の貸出やコピーの制限



40

第2 図書館は資料提供の自由を有する

差別用語が入っていたら？

「差別的表現」は特定個人に直結するものを除き制限の対象外

* 2000/11/16 「差別的表現と批判された蔵書の提供について（コメント）」自由委 <https://warp.ndl.go.jp/web/20240720114508/www.jla.or.jp/Portals/0/html/jiyu/sabetsu.html>

* 2015/6 「差別扇動本とされる蔵書の提供について」自由委 <https://warp.ndl.go.jp/web/20240720114509/www.jla.or.jp/Portals/0/html/jiyu/cmmt201506.html>

* 2015/6/29 「図書館資料の収集・提供の原則について（確認）」自由委 <https://warp.ndl.go.jp/web/20240720114508/www.jla.or.jp/Portals/0/html/jiyu/cmmt201507.html>

41

差別的表現と批判された蔵書の提供について（コメント）

JLA図書館の自由に関する調査委員会2000年

1. 図書館界は1970年代から、部落差別や障害者差別をはじめ、差別を助長すると批判を受けた表現や資料の取り扱いについて論議を積み重ね、次のような共通の認識をつくってきました。差別の問題や実態について人々が自由に思考し議論し学習することが、差別の実態を改善するうえで必要なことです。
2. 差別を助長すると批判された表現や資料を市民から遮断することは、市民の自由な思考や議論や学習を阻み、市民が問題を回避する傾向を拡大します。
3. 言葉や表現は、人の思想から生まれ思想を体現するものです。差別を助長する、あるいは侮蔑の意思があると非難される言葉や表現も同様です。そして図書館は思想を評価したり判定する、あるいはできる機関ではありません。
4. 批判を受ける言葉や表現は、批判とともにこの国の歴史的状況を構成しています。図書館は、ありのままの現実を反映した資料を収集・保存し、思想の自由広場に提供することを任務とし、また市民から期待されています。
5. 批判を受けた資料の取り扱いについては、特定個人の名誉やプライバシーを侵害する場合以外は、提供を行ないながら住民や当事者の意見を聞き、図書館職員の責任で検討し合意をつくるために努力することが必要です。このことは、『ヒノキオ』についての図書館界の真摯な論議の貴重な到達点です。

<https://warp.ndl.go.jp/web/20240720140512/www.jla.or.jp/Portals/0/html/jiyu/sabetsu.html>

42

『差別扇動本』とされる蔵書の提供

- 2015年に「反差別・反レイズム」の団体から「マンガ嫌韓流」は特定の社会的少数者である「在日韓国・朝鮮人」に対する差別と偏見と排除を意図して煽る内容であり、公共図書館の蔵書は閉架にすべきと公開質問状が図書館の自由委員会に提出された。

日本図書館協会図書館の自由委員会の返答 2015年6月

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。」と声明し、特定個人の「人権またはプライバシーを侵害するもの」や、「わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの」など以外は、**市民の自由な利用に供することとしています。**当協会が個別の資料について収集の可否や提供の方法を指示することはいたしません。

<https://warp.ndl.go.jp/web/20240720114509/www.jla.or.jp/Portals/0/html/jiyu/cmmt201506.html>

43

第2 図書館は資料提供の自由を有する

差別用語が入っていたら？

ちびくろさんぼ 1988年絶版 ⇒ 復刊へ



わいせつ出版物と判決が確定したもの

1979/3 「四畳半襖の下張り」事件の東京高裁判決 刑法175条「伊藤整訳『チャタレイ夫人の恋人』や濫澤龍彦の『悪徳の栄え』などの文書が現時点においてなおわいせつと断定されるかどうかについては多大の疑問がある」

現在 3件とも無削除で公開

時期を経て再検討の必要性

44

第2 図書館は資料提供の自由を有する

提供制限をどう判断し実行する？

●判断の主体

利用制限をするかどうか、それぞれの図書館が、図書館内外の多様な意見を参考にし、公平かつ主体的に意思決定する。そのための委員会を設置する。→すべての職員の意見が反映されるべき

●利用制限の方法

「より制限的でない方法」制限措置の理由を明らかにし、公表する。

●制限措置の再検討

時期を経て制限内容を再検討する。

例：名古屋市の自由委員会

45

第2 図書館は資料提供の自由を有する

検討の三原則(名古屋市) 1979年

- 問題が発生した場合には、職制判断によって処理することなく、全職員によって検討する。
- 図書館員が、制約された状況の中で判断するのではなく、市民の広範な意見を聞く。
- とりわけ人権侵害にかかわる問題については、偏見と予断にとらわれないよう、問題の当事者の意見を聞く。

▶「明らかに人権またはプライバシーを侵害すると認められる資料を除き、**資料提供をしながら**市民とともに検討」

【解説第3版】p.36

46

第2 図書館は資料提供の自由を有する

資料を保存する責任

圧力の介入や干渉を許さない 将来の提供を保障するため、保存する

- ✕ 提供制限 ▶ 廃棄
- 除籍基準の公開
- チェック体制

* 船橋市西図書館における蔵書廃棄事件（『事例集』-4 p.32-）

* 京都市立図書館 2017.4 京都大学名誉教授桑原武夫氏からの寄贈 1万冊余りを2015年に譲渡。図書館長を懲戒処分。

47

第2 図書館は資料提供の自由を有する

『価値の創造主』 著作権侵害で図書館に利用制限要請（日経BP社 2024）

・著作権を巡る裁判の結果 → 和解

・原告 和解文書を元に所蔵の図書館に、閲覧制限を要請

[日経BP、出版停止で和解 著者「名前ない」と提訴 条件に「書店からの回収」も・産経ニュース](#)

著作権にかかわる争いがある場合、

当該出版物を所蔵し、自由な開架を続けることに

不安を感じ、回収や利用制限に際してしまうケースも？

自由委員会のサイト 「委員会からの見解・声明」

・出版者から回収・差替えの要求があったとき(2017年8月9日公表)

<https://warp.ndl.go.jp/web/20240720133203/http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/660/Default.aspx>

・著作権侵害を理由とする利用制限についての基本的な考え方 (2024年9月14日公表)

https://www.jla.or.jp/committees/jiyu-linkai/j-kenkai/kenkai_20240914/

48

出版者から回収・差替えの要求があったとき

【基本的には】

基本は、いったん出版されたものについて、それが出版されたという事実を記録するという図書館としての社会的・歴史的役割に即して、**回収を要求された版を保持すること、修正版が提供される場合は修正版も受け入れるという対応です。**

回収（返送）を条件に新版と差換えるといった手順を示される場合もありますが、図書館としての立場を出版者に説明し、回収には応じず新版も入手しましょう。

回収の理由は、事実に反する記述、盗用や剽窃など著作権の侵害、「差別表現」によるものなど、さまざまな事例があります。司法判断があったとしても、図書館での扱いについての判断・命令でない場合は、図書館は独自に判断する必要があります。

<https://warpp.ndl.go.jp/web/20240720133203/http://www.ila.or.jp/committees/jiyu/tabid/660/Default.aspx>

49

著作権侵害を理由とする利用制限についての基本的な考え方

著作権侵害を理由とする利用制限を検討するにあたっては、

- ①裁判所の公的な判断があること、かつ、
- ②著作者・著作権者と認められる個人・団体からの制限要請があること、がその要件となる。

著作権法第113条では著作権を侵害する資料を「情を知つて、頒布し、頒布の目的をもつて所持」する行為について著作権侵害とみなすと規定。

裁判等において著作権侵害が確定した資料について、著作者等から図書館に対して利用制限の要請がなされた場合には、図書館での頒布行為を停止しなければならないということになる。ただし、ここで言う「頒布」とは、「貸出」「複製」を指しており、「閲覧」や「朗読」といったサービスに利用制限が及ぶことはない。

https://www.ila.or.jp/committees/jiyu-inkai/j-kenkai/kenkai_20240914/

50

第2 図書館は資料提供の自由を有する

集会室等施設の提供 行事や企画

- ・公平な提供→地方自治法第244条第3項にも規定
- ・例外は、「営利を目的とする場合」
- ・特定の政党、宗派の活動は？



営利事業は？
宗教団体は？
政治団体は？

- * 沖縄県立博物館 「政治色が強すぎる」等の理由で講演会講堂使用許可せず。2017.2
- * 北海道・登別市立図書館 憲法講演会のチラシを職員が無断で処分 2017.3

- ・企画や行事の開催は、圧力や干渉によってゆがめられない

- * 諫早市立図書館における絵本作家座談会の中止問題 1997（『事例集』-28 p.196）
- * 山梨県北杜市立中央図書館の地域ニュース掲示拒否事件 2016年

51

こらも図書館の自由 Vol. 110, No. 11 (2016.11)
「言論の場としての公共施設、そして図書館」（富田穰治）

近年、全国の地方自治体において、社会において議論が分かれているテーマを取り上げた講演会や展示会等について、「政治的中立性」を理由として公共施設の利用に制約を加える事例が頻発している。（中略）

公共施設における政治的中立性とは、一切の夾雑物を含まないものではなく、さまざまな言説を表明する機会の均等を図り、豊かな言論の場を提供することではないだろうか。特定の政治勢力を後押しするようなものでなければ、政治的中立性を損なうとは言い難いだろう。（中略）

種々の言説が表明され、議論が展開されることで社会は強く、豊かになっていく。その場を提供するのも、地方自治体の重要な役割だろう。

<https://www.ila.or.jp/committees/jiyu-inkai/column-jiyu/column-jiyu2013-2016/#201611>

52

第2 図書館は資料提供の自由を有する

* 事例から考えてみよう *

- ・たくさんのふしぎ 2010 年 2 月号『おじいちゃんのカラクリ江戸ものがたり』には喫煙のシーンがあった。
- ・禁煙学会から抗議を受けた出版社は回収し訂正版を出すことになり図書館に回収依頼が送られてきた。
- ・すでに受入れている本をどうしたらよいか迷っている。
- ▶ 図書館は、いったん出版されたものは、それが出版されたという事実を記録し、資料を後世に伝え利用者に提供する役割がある。著者、出版社が回収を求めても応じず、**回収を要求された版も保存・提供し、修正版が出たらそれも受け入れるのが基本。**
- ▶ 奥付の書誌事項が変わらないものもあるので、**必要に応じて新たな書誌を作成し注記することも役割。**
- ▶ 知る権利は年齢によって抑制されるべきものではない。

53

第2 図書館は資料提供の自由を有する

* 事例から考えてみよう

- ・予約を受けた本が、大きな社会問題を起こしているとされる新興宗教団体の本だった。
- ・所蔵していない。迷っていると次々と予約が入ってきた。
- ・購入した方がよいのだろうか。
- ▶ 図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもつていようとも、それは図書館や図書館員が支持することを意味するものではない。
- ▶ 収集の際、特定宗教ということで排除する理由はない。
- ▶ 予約という制度を逆手に取る圧力に対して屈することもない。
- ▶ 収集方針に照らして個別に判断し、購入するか、借用するかを主体的に判断を。

54

第3 図書館は利用者の秘密を守る

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関して、利用者のプライバシーを侵害しない。
3. 利用者の読書事実、利用事実、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に侵害するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

- ・1954年宣言では副文案の「検閲反対」の項目のなかに含まれていた。
- ・1979年改訂で、主文の一つの柱の一つになった。
- ・個人情報保護法が施行されるよりずっと前から図書館の大切な理念として守ってきたもの

55

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 利用者の読書事実を外部に漏らさない。

- ・憲法35条にもとづく令状を確認した場合は例外

2. 読書事実以外の図書館の利用事実もプライバシー

- ・来館記録、複写記録、防犯カメラの画像もプライバシーとして秘密を守る

3. 読書事実・利用事実は業務上知り得た秘密である。図書館活動に従事する人もこの秘密を守る。

- ・委託業者・ボランティア・職業体験の子供達も、利用者の秘密を守らなければならない。

56

第3 図書館は利用者の秘密を守る

うちの子が何を借りているか教えて、にどう答える？



ご本人以外にはお教えできません、と言いますよね？

「督促されたから返したくて聞いているのに、なんで？」
「何を借りてるかなんてそもそもプライバシーですか？」
「わたし、親ですよ」

こんなことを言われた経験、ありませんか？

でも、何を知られたくなくて、何を知られてもいいかは、誰にもわからない。

57

第3 図書館は利用者の秘密を守る

何を秘密と
感じるかは
人それぞれ

だから、図書館での読書は
全部ひみつ！

- × ○さだから
- × 親だから
- × 連れ合いだから

どうぞ、ご本人におききください

ご本人からお問い合わせいただきましたら、回答します。

WEBでも確認
できます

58

第3 図書館は利用者の秘密を守る

どこまでが図書館で守るべき「利用者の秘密」なの？

名前 住所 性別	貸出中 貸出履歴 お気に入り 検索履歴	OPAC
電話番号 メールアドレス	予約中 キャンセルした予約	コピー
通勤通学先 家族情報	登録しているか 利用回数	レファレンス
カード番号	最終利用日 督促回数	インターネットDB
	来館したか、 していないか	防犯カメラ映像

59

守るべきものは何か

- ・個人が図書館を利用することで図書館が知りうるすべて
- ・取得の目的以外には利用しない
- ・必要以上に収集しない
- ・不要になったら速やかに廃棄する

取得の目的は
蔵書(財産)の管理

* 利用者は図書館を信頼して自分の情報を開示している
* 日常のカウンター業務の中では、個人情報やプライバシーを扱うことで注意を要することが多くある

- ・読書の秘密 利用登録、貸出・返却記録、予約、コピー記録etc.
- ・利用の事実 来館事実、OPAC、DB利用、各種参加名簿etc.
(館内放送・防犯カメラ・入館ゲート)

60

第3 図書館は利用者の秘密を守る

もうすぐ二学期。学校が始まるのが死ぬほどつらい子は、学校を休んで図書館へいらっしやい。マンガもライトノベルもあるよ。一日いても誰も何も言わないよ。9月から学校へ行くくらいなら死んじゃおうと思ったら、逃げ場所に図書館も思い出してね。

午前9:11 · 2015年8月26日 · Twitter Web Client

9.8万 件のリツイート · 689 件の引用ツイート · 8.1万 件のいいね

⇒ 利用事実の秘密も守る

61

第3 図書館は利用者の秘密を守る

「目的外利用」とは？

- ▶貸出サービスにおいて、誰が何を借りたか、を図書館が把握する目的は、「財産の管理」であって、「**利用者の管理**」ではない。
- ▶だから、貸出記録を覗き見て、その人がどんな人物かを**積極的**に想像したり、職員同士で**うわさ話**をしたりすることは「目的外利用」に当たる。

上手に離婚する方法

離婚を考えているんだ

このごろ一緒に来ないと思った

糖尿病改善レシピ

糖尿病なんだ

それともご家族かな。

62

第3 図書館は利用者の秘密を守る

「目的外利用」とは？

「うわさ話をしない」	「貸出記録を元に、利用者の内面を想像しない」
↓	↓
目に見える行為。ルールによって禁止できる。守ることも比較的簡単。	心の中は目に見えない。規制するのは難しい。

63

第3 図書館は利用者の秘密を守る

図書館の利用事実も秘密

- ・東金市立図書館 容疑者の利用事実を公開 2008
- ・武雄市立図書館 Tカードで来館ポイント 2012
- ・日本図書館協会 コロナ対応ガイドラインと来館記録 2020

図書館活動に従事するすべての人が守る

- * 図書館利用者のプライバシー保護についての規定がある図書館 3割 (2011調査)

図書館ボランティア、実習生、職業体験の生徒は？
個人情報扱わない⇔扱うなら「自由宣言」の研修を!

64

第3 図書館は利用者の秘密を守る

フィクションに描かれる図書館

- * 2004/12/8放映『相棒』 第7話「夢を喰う女」容疑者の図書館カードから司書に貸出履歴を見せてもらうシーン
- * 2015/11/16号『週刊少年ジャンプ』『斉木楠雄のΨ難』名前が残るカードが展開の軸
- * 2019/5 『花よりも花の如く』18巻『魔法にかかった新学期』2巻に学校図書館利用者のプライバシー保護に問題があると学図研が白泉社に申し入れ
- * 2024/12 「D & D ~医者と刑事の捜査線~」(テレビ東京) 第2話 図書館の本から司書が利用者情報を漏らす

*米澤穂信『本と鍵の季節』2018
図書委員が自由宣言を引いて、貸出履歴は教えられないという場面が描かれる

65

第3 図書館は利用者の秘密を守る

フィクションに描かれる図書館に対し

「図書館は読書の秘密を守ることに(ご理解の要請)」
自由委 2005.2
<https://warp.ndl.go.jp/web/20240720133950/http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/>

- ・図書館が、利用者の読書記録を第三者に伝える、というシーンを描いたテレビドラマが少なからずあります。このようなことは本来あり得ないこと
- ・図書館は利用者の読書の秘密を守ることにつき、貴社としてご認識をいただき、番組制作方針に位置づけるべく周知徹底されることを要請いたします。

66

第3 図書館は利用者の秘密を守る

図書館の自由委員会では
日本図書館協会の「予防ガイドライン」より前に発信を開始

<https://warp.ndl.go.jp/web/20240720112510/www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/854/Default.aspx>

こんなときどうする？「covid19に向き合う」(2020/5/5掲載、最終更新2020/7/29)

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定を受けて図書館の再開を検討するために

「来館記録の収集は推奨しません。」(2020/5/10発信 最終更新2020/8/22)

感染症拡大防止という観点から適切な対応が取られているかどうか来館記録を書かないといけいなら図書館に行かれない、そうすると知る自由、知る権利が保障されない。だから、**来館記録はプライバシー**。

73

第3 図書館は利用者の秘密を守る

警察の捜査への対応

・法令との関係 【令状主義】

憲法35条による「**令状**」が出された場合のみ対応

⇒個人の財産に対する侵入・捜査・押収は裁判所の発する

令状がなければ行えない

「**捜査関係事項照会書**」では対応しない

国立国会図書館総務部長の国会での答弁 (2019年)

「国立国会図書館では、令状なしの利用履歴の提供に応じたことはございません。今後も同様でございます。これは、利用した資料名等の利用履歴は、利用者の思想信条を推知し得るものであり、その取扱いには特に配慮を要するものであります。国立国会図書館は、個人情報保護及び国会職員としての守秘義務等の観点から、裁判官が発付する令状がなければ情報の提供はいたしていません。」(『衆議院会議録』第197回国会法務委員会第10号)

74

第3 図書館は利用者の秘密を守る

「捜査関係事項照会書」(刑事訴訟法第197条2項)

「捜査については公務所または公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」

「適正な捜査関係事項照会の運用について(通達)(令和6年2月27日)

警察庁刑事局刑事企画課長

<https://www.npa.go.jp/laws/notification/keiji/keiki/4tekiseinasousakankeizikousyoukai.pdf>

「照会を受けた公務所又は公私の団体(以下「公務所等」という。)は、報告すべき義務を負うものと解されているが、この**義務の履行を強制する方法はない**ことに留意」

「照会は、捜査のため必要な事項一般について、公務所等の記録に基づく事実関係の報告を求めるものであって、新たに特別な調査を行わせることや、専門的知識に基づく新たな判断を必要とするような事項の報告や帳簿、書類等の提出を求めることは照会になじまない」

75

捜査機関では広めに証拠を集めるのがいわゆる「裏付け捜査」の基本

⇒警察手帳の提示だけで**包括的、一括的なデータの提出を図書館に求めがち**。

・「〇年〇月〇日の複写請求書全部」

・「〇年〇月〇日のインターネット端末の利用申込み記録全部」

・「どこそこのプロバイダのメールアドレスを登録している利用者全部の個人情報」

何のために、どのデータを必要なのかを説明しない捜査機関も多い

捜査機関は1〜2日で裁判所から**捜査差押許可状**を得ることができる。

照会に応じるのは、

・その余裕がなく、

・他に代替方法がなく、

・人の生命、財産等の危険が明白に認められる場合、

に限定されるべき。

⇒正式な手続きによって初めて情報提供ができることを理解する

参照 自由委員会 捜査機関から「照会」があったとき

<https://warp.ndl.go.jp/web/20240720114501/www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/658/Default.aspx>

76

令状に基づかない利用情報の提供

・『警察へ利用者情報 任意協力の提供に疑問視もー苫小牧市立中央図書館』(苫小牧民報) 2017年

・『内心の自由か捜査か 県内図書館利用者情報の警察照会』(岩手日報) 2018年

県立図書館と全33市町村中**2市町村の公立図書館が「提供しない」とした一方、北上、葛巻の2市町は「提供する」、花巻市など9市町村が「状況に応じて判断する」と回答した。**

・練馬区立石神井図書館、2020年
窓口委託業者が**監視カメラ記録を警察に提供**していた。行政には未報告2年間で15件提供、**市民に見せていた例も**あった。

77

第3 図書館は利用者の秘密を守る

事例から考えてみよう

・「市立小学校30年史」に、当時在籍した小学生の名前と住所が記載されていた。15年前に学校からの寄贈で受け入れたものと判明した。

このまま公開書架で提供を続けてよいだろうか。

▶内容については製作者が責任を負っている。これらを公開するにあたっては一般的な資料と同様に扱う。

参考：藤倉恵一『図書館のための個人情報保護ガイドブック』p62-63

▶「公になっているものか」「出版・編纂者の意向」「名簿記載者の同意を得ているものか」「人権・名誉・プライバシー(侵害)の申し立て」を判断の基準にする。

▶時代とともに個人情報の扱いも変化しているので、時期を見て再検討も必要

78

第3 図書館は利用者の秘密を守る

* 事例から考えてみよう *

- 子どもが図書館へ行くとき出かけたが帰ってこないで、保護者が警察に届けた。保護者から図書館に連絡があり、貸出したか、来館したか教えてほしいと言われた。カードを使った形跡はないが、そのことをつけてよいだろうか。
 - ほどなく警官が来館しその子どもが図書館に立ち寄ったか、監視カメラの記録を見せるよう依頼があった。監視カメラの記録は2週間分保存している。見せてよいだろうか。
- ▶ 来館してるか、してないか、も秘密のうち。「ない」と答えることもしない。
▶ 捜査機関からの口頭の問い合わせにはこたえない（個人的な情報収集を排除する）文書照会すれば応じてもらえるという期待を持たせない。

こらむ 図書館の自由 「うちの子をさがしています」にどう答える（津田さほ） 2022.5
<https://www.jla.or.jp/committees/jiyu-jinkai/column-jiyu/column-jiyu2017/#202205>

79

第4 図書館はすべての検閲に反対する

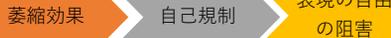
1 第4 図書館はすべての検閲に反対する

- 検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を排斥する手段として採用してきたものであって、国民の知る自由を基礎とする民主主義とは相容れない。
検閲が、図書館における資料収集も事前に対峙し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃棄に及びことは、内外の各派にみられた歴史と経験により明らかである。
したがって、図書館はすべての検閲に反対する。
- 検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。
- それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制に言及することなく、国民の知る自由を守る。

80

第4 図書館はすべての検閲に反対する

1. 検閲が、知る自由を阻害することは吾輩にみちた歴史と経験により明らか
2. 個人・組織・団体からの圧力や干渉も同様
価値観を一方的に押し付けることへの警戒
収集・提供の自由を実現する
3. 自己規制におちいることなく「知る自由」を守る



81

文科省による 北朝鮮拉致問題の図書、充実要請

2022年8月



拉致問題は早急に解決されるべき問題です。そして、図書館は、これまで社会的関心の高いさまざまな問題について利用者への資料提供を行ってきています。拉致問題についても同様です。しかし、図書館での資料の充実や展示の開催については、そのテーマがどのようなものであっても、外部から一律に要請されるのではなく、各館が地域の事情や利用者のニーズなどを踏まえて主体的に考えて取り組むべきです。

(2022/10/22 JLA 意見表明)

82

第4 図書館はすべての検閲に反対する

個人や団体からの特定の図書館資料への異議申し立て

- 自分の意見が絶対という強固な信念
 - 宗教・政治・猥褻・暴力・差別・LGBTQ・道徳・倫理
- * 2008/7 堺市立図書館におけるBL図書購入をめぐる
- 社会的影響力の大きい個人・組織・団体からの圧力
- 検閲と同様か、図書館の自己規制を生み出しやすい

アメリカや韓国ではLGBTに関する図書への圧力が高まり、図書館での廃棄の事例も起こっている。

こらむ 図書館の自由 Vol. 118, No. 1 (2024.10)
 韓国版；誰でも、どこでも、何でも、読める (千錫烈)

<https://www.jla.or.jp/committees/jiyu-jinkai/column-jiyu/column-jiyu2017/#202410>

83

アメリカ図書館協会
 Book Ban week 2025
<https://www.ala.org/ibooks/book-ban-data>

異議を申し立てる団体・人

- ・利用者 4%
- ・保護者 16%
- ・圧力団体 26%
- ・理事会・行政部門 36%
- ・図書館員 1%
- ・議員 10%

異議申し立て件数がこの数年で急激に増加
 2021年 3,926件
 2022年 6,863件
 2023年 9,021件
 2024年 5,813件

84



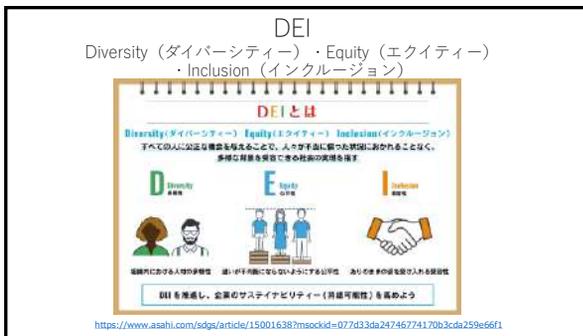
85

異議申し立てが多かった図書
性的表現・人種差別的表現・LGBTへの批判

2位『ジェンダーアンドクイア』(サザンブックス社)
3位『青い目が欲しい』(早川書房)
4位『ウォール・フラワー』(集英社)
6位『アラスカを追いかけて』(岩波書店)
8位『私は売られてきた』(作品社)

などは翻訳版あり。

86



87

トランプ政権のDEI廃止とアメリカ議会図書館長の解任

2025年1月20日の就任初日に、多様性への配慮が「行き過ぎだ」として政府におけるDEI廃止の大統領令に署名

2025年5月、アメリカ議会図書館館長のカーラ・ヘイデンを解任(初の女性、アフリカ系アメリカ人館長だった。)

解任理由
多様性・公平性・包括性 (DEI) を推進する「懸念すべき」プログラムを実施し、「児童向けとしては不適切な書籍を議会図書館に設置した」と批判 ⇒ 納本図書館

アメリカ図書館協会が解任は不当として声明を発表
「ヘイデン博士は、由緒ある議会図書館の扉を誰もが利用できるように開放することで、国内最高峰の図書館だけでなく図書館は知識の砦であり、機会の光であることを示したのです。」

88

焚書

・言論圧迫手段として、書物を焼き捨てること
ハインリヒ・ハイネ (1797~1856) 『アマンゾル』

「焚書は序曲にすぎない。
本を焼く者は、ついには人間を焼くようになる」

- ・秦 始皇帝 焚書坑儒
- ・中世ヨーロッパ カトリックによる「禁書目録」
- ・ドイツ ナチス政権 焚書→虐殺

89

フェルナンド・バエス『書物の破壊の世界史』
(紀伊國屋書店, 2019年)
ウンベルト・エーコ

「ビプリオクラスタ(書物の破壊者)は書物を憎んでいるのではない。そこに書かれた内容が読まれることを恐れているのだ。」

ベネズエラ国立図書館館長 フェルナンド・バエス

図書館や書籍が敵対する側のシンボルとして見做されるが故に破壊の対象とされ、脅威となる記憶を抹殺し、人々を脅して反発する気力を奪い、政治的覇権のためにビプリオコースト(書物の大量虐殺)が行われてきた。

90

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

1. 図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進退をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の道徳の強化を欠かすことができない。
2. 図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたまたかいの一環である。われわれは、図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと提携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。
3. 図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合のみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。
4. 図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、日本図書館協会の重要な責務である。

91

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

- ・問題解決への対応は、職員全員の知恵と力で
- ・共通の立場を持つ団体・機関・人びととの連携
- ・図書館活動を通して市民の理解を得る不断の努力
豊かな図書館体験 資料を的確に提供されてこそ
宣言を伝え、知ってもらい、実感してもらおう
- ・図書館の自由を守る行動で不利益を受けない
日本図書館協会の責務

92

「自由宣言」展示パネル

- 1 何でも読める・自由に読める
- 2 図書館に自由にに関する普及活動
- 3 戦前・戦中 検閲と思想善導
- 4 自主規制をのりこえるきっかけになった事件
- 5 資料提供の自由を守るー収集を阻害するもの
- 6 資料提供の自由を守るー人権と差別
- 7 資料提供の自由を守るー少年事件報道 制限から提供へ
- 8 資料提供の自由を守るー青少年条例と有害図書規制
- 9 子どもたちの読書の自由
- 10 利用者の秘密を守るー検索機関・報道機関からの照会
- 11 利用者の秘密を守るーネットワーク時代の問題
- 12 フィクションの中で誤解される図書館像
- 13 新型コロナのパンデミックと図書館の自由
- 14 公立図書館に対し公平で中立的なサービスを求める裁判
- 15 条例や規程に見る図書館の自由の精神

図書館の自由展示パネル利用のご案内
https://www.jla.or.jp/committees/jiyu-iinkai/panel_annai/

リーフレット
https://www.jla.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/06/panelli_ef2023.pdf

全国の図書館に
貸出OK!
2023年10月改訂

93

まとめ 実践するには

- ・日常の問題意識が大切 必要な要綱等の制定と公表
- ・検討・議論・確認の場の設置(委員会・研修・OJT)
- ・記録と情報の共有化
日本図書館協会 HP (「図書館の自由委員会」のページ)
<https://www.jla.or.jp/committees/jiyu-iinkai/>
こらむ図書館の自由 (『図書館雑誌』連載)
「図書館の自由」ニュースレター (年4回発行)

94



95



96



97

図書館の自由委員会

図書館の自由をめぐる相談・情報提供など
お気軽にご連絡ください。
全国の図書館から、様々なご相談を受けています。
小さな事柄や内容でも大丈夫です。
委員会のメンバーと一緒に考えていきましょう。

研修会の講師依頼についての相談にも応じています。
委員会のメンバーが講師を務めます。

連絡先E-mail jiyu@jla.or.jp

98

参考文献

- ・『「図書館の自由に関する宣言1979改訂」解説』第3版
日本図書館協会図書館の自由委員会/編 日本図書館協会 2022/5
- ・『「図書館員の倫理綱領」解説』増補版
日本図書館協会図書館員の問題調査研究委員会/編 日本図書館協会 2002/4
- ・『図書館の自由に関する全国公立図書館調査2011年』
日本図書館協会図書館の自由委員会/編 日本図書館協会 2013/6
- ・『図書館の自由に関する事例33選』
日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会/編 日本図書館協会 1997/6
- ・『図書館の自由に関する事例集』
日本図書館協会図書館の自由委員会/編 日本図書館協会 2008/9
- ・『「図書館年鑑」にみる「図書館の自由に関する宣言」2004年から2017年のあゆみ』
日本図書館協会図書館の自由委員会/編 日本図書館協会 2019/10

99



100